年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月28日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成16年6月

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により 賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、銀行から提出された取引明 細表における当該賞与の入金日の記載から、平成 16 年 6 月 28 日とすることが 妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く、不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月13日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された賞与一覧表及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、いずれの賞与からも、平成7年4月から15年3月まで適用していた特別保険料の料率により算出された厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年4月1日、 資格喪失日は21年8月12日であると認められることから、申立期間に係る船 員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要で ある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年8月12日まで

年金事務所から資格取得日が分からないA社の船員保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。私は、国民学校を卒業してすぐに同社に入社し在籍していたので、申立期間について、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)及びA社に係る船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、資格取得日が空欄となっているものの、昭和21年8月12日に被保険者資格を喪失している申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日の基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録が確認できる。

一方、申立人は、昭和20年4月1日にA社に入社したと主張しているところ、同社から提出された人事カードによると、申立人の乗船日は同日と記載されており、申立人は同日から同社に勤務していたことが確認でき、当該未統合記録は、申立人の船員保険被保険者記録であることが認められる。

また、上述のとおり、当該旧台帳及び被保険者名簿に資格取得日の記載が確認できないことから、申立人のA社における船員保険被保険者記録の管理が不適切であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資

格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は21年8月12日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する 法律(昭和60年法律第34号)附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とす ることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当 該期間の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、 申立期間②は6万9,000円、申立期間③は9万6,000円、申立期間④は9万 3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日

② 平成17年7月20日

③ 平成17年12月16日

④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間にA法人から賞与をもらったが、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された給与支給明細書(賞与分)(以下「賞与関連資料」という。)から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(6万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、賞与関連資料から判断して、申立人は、7万円又は10万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、6万9,000円から9万6,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に 基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間②は6万9,000円、申立期間③は9万6,000円、申立期間④は9万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しているが、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月13日

申立期間にA法人から賞与をもらったが、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された給与支給明細書(賞与分)から判断して、申立人は、申立期間において、38万8,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、36万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月11日から同年9月11日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB厚生年金基金の加入記録から、申立人は、申立期間に おいて、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は昭和52年8月11日となっていることが確認できる。

しかし、B厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和52年9月11日と記録されている上、同社及び当該厚生年金基金は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は複写式の届出用紙を使用していた。」と回答しており、事業主は、当該厚生年金基金に届け出たものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 52 年 9 月 11 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和52年7月の記録及びB厚生年金基金の加入員台帳の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA法人(現在は、B法人)に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年8月1日とされ、現在も継続しているところ、当該期間のうち、16年9月1日から17年3月1日までの期間及び19年9月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同法人における被保険者記録のうち、申立期間①及び②に係る資格喪失日(16年9月1日及び19年9月1日)及び資格取得日(17年3月1日及び19年11月1日)を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を、16年9月は24万円、同年10月から17年2月までは26万円、申立期間②の標準報酬月額を、19年9月は24万円、同年10月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の当該標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から17年3月1日まで

② 平成19年9月1日から同年11月1日まで

③ 平成16年12月10日

A法人における勤務期間のうち、申立期間①、②及び③について、育児休業を終了し、復職して、給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていた。しかしながら、同法人が社会保険事務所(当時)に育児休業終了予定年月日の前に育児休業を終了した旨の届出を行っておらず、2年以上経過後に事後訂正の届出を行ったため年金の給付に反映されない記録となっているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA法人に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年8月1日とされ、現在も継続しているところ、当該期間のうち、16年9月1日から17年3月1日までの期間及び19年9月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

しかしながら、申立期間①について、オンライン記録により、当初、申立人は、育児休業(1回目)として平成16年5月7日から17年3月10日までは厚生年金保険料の徴収の免除期間であったことが確認できるところ、B法人から提出された就業週報及び給与台帳並びに申立人の所持する給与支給明細書により、申立人は、16年9月1日に育児休業を終えて復職し、当該期間に継続して勤務していたこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②についても、オンライン記録により、当初、申立人は、育児休業(2回目)として平成19年1月12日から同年11月15日までは厚生年金保険料の徴収の免除期間であったことが確認できるところ、B法人から提出された就業週報及び給与台帳並びに申立人の所持する給与支給明細書により、申立人は、同年9月1日に育児休業を終えて復職し、当該期間に継続して勤務していたこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の給与支給明細書及び給与台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間①の標準報酬月額を、平成16年9月は24万円、同年10月から17年2月までは26万円、申立期間②の標準報酬月額を、19年9月は24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付していないことを認め

ている上、事業主が申立人の2回の健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届(以下「育児休業等終了届」という。)を、保険料徴収権が時効により消滅した後の平成24年11月30日に年金事務所へ提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、上記のとおり、申立人は1回目の育児休業から平成16年9月1日に復職しているものの、A法人は、育児休業等終了届を保険料徴収権が時効により消滅した後の24年11月30日に年金事務所へ提出したため、申立人の当該期間の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人の所持する給与支給明細書及びB法人から提出された 給与台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(26 万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた ことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る保険料を納付していないことを認めている上、上記のとおり育児休業等終了届を保険料徴収権が時効により消滅した後の平成24年11月30日に年金事務所へ提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (石川) 厚生年金 事案 8590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで 私の年金記録は、A社B工場での資格喪失日が昭和50年3月31日、同社 C工場の資格取得日が同年4月1日となっているが、転勤をしただけで同社 に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と共にA社B工場から同社C工場に異動となった複数の同僚が、「昭和50年3月末まで、B工場に勤務していた。」と証言しているとともに、同社は、「異動辞令は、通常1日付けで出される。」と回答していることから、昭和50年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和50年2月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているが、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確 認通知書に記載されている申立人の同社B工場の資格喪失日が昭和50年3月 31 日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(静岡)厚生年金 事案 8591

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当 該期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の当該標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業 主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準 賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④及び⑤について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年6月20日、18年6月20日及び19年6月20日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ17年6月24日、18年6月22日及び19年6月25日に訂正し、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③、④及び⑤の上記訂正後の標準賞 与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日

② 平成16年6月18日

③ 平成17年6月24日

④ 平成18年6月22日

⑤ 平成19年6月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された役員賞与から厚生年金

保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、「上期役員賞与支給明細」により、申立人は、その主張する標準賞与額(60万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについて、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間②について、オンライン記録における平成16年6月の厚生年金保険の標準賞与額は130万円と記録されているところ、賞与明細書及び「上期役員賞与支給明細」により、同年6月18日に130万円、当該期間と同月の同年6月2日に70万円の賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書及び「上期役員賞与支給明細」において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、標準賞与額の上限額である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し、当該期間に係る賞与額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、オンライン記録における平成 17 年 6 月の厚生年金保険の標準賞与額は 130 万円と記録されているところ、「賞与明細」(平成 17 年 6 月 20 日支給)及び「上期役員賞与支給明細」(平成 17 年 6 月 24 日支給)により、同年 6 月 24 日に 64 万円、当該期間と同月の同年 6 月 20 日に 130 万円

の賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④について、オンライン記録における平成18年6月の厚生年金保険の標準賞与額は130万円と記録されているところ、「賞与明細」(平成18年6月20日支給)及び「上期役員賞与支給明細」(平成18年6月22日支給)により、同年6月22日に70万円、当該期間と同月の同年6月20日に130万円の賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間⑤について、オンライン記録における平成19年6月の厚生年金保険の標準賞与額は130万円と記録されているところ、「賞与明細」(平成19年6月20日支給)及び「上期役員賞与支給明細」(平成19年6月25日支給)により、同年6月25日に80万円、当該期間と同月の同年6月20日に130万円の賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、同一月内において2回以上賞与が支払われた場合は、その月の最後に支払われた日を賞与年月日とするとされていることから、平成17年6月20日、18年6月20日及び19年6月20日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ17年6月24日、18年6月22日及び19年6月25日に訂正し、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、「賞与明細」及び「上期役員賞与支給明細」において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、標準賞与額の上限額である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③、④及び⑤の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し当該期間に係る賞与額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(静岡)厚生年金 事案 8592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は36万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(36万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、前述の賞与明細書に支払日の記載は無いものの、複数の同僚から提出された賞与の銀行口座への入金履歴及び当該同僚の証言から判断すると、平成15年8月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は27年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年6月から26年12月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から27年6月1日まで

年金事務所から、資格喪失日が分からないA事業所の厚生年金保険の被保 険者記録が見付かったとの連絡があった。

A事業所及びB社には3年間程勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)では、同事業所において昭和24年6月1日に被保険者資格を取得し、同年9月に標準報酬月額の改定の記録が記載されているが、資格喪失日が空欄となっている申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A事業所に係る被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人とは、申立期間当時、A事業所で一緒に勤務しており、私が退職した後も勤務していた。申立人は、同事業所の事業主の兄だった。」と証言していることから、申立人は、同事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日

の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらず、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

加えて、事業所台帳及び複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)により、A事業所は、昭和25年6月5日にB社へ名称変更していることが確認できるが、同社に係る被保険者名簿は見当たらず、このことについて日本年金機構C事務センターは、「B社の被保険者名簿が見当たらない理由は不明である。」と回答しており、社会保険出張所(当時)における厚生年金保険被保険者記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

一方、当該未統合記録には、前述のとおり資格喪失日の記載が確認できないものの、「申立人と一緒に勤務し、申立人は、私が退職した後も勤務していた。」と証言している上述の同僚は、B社で昭和27年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが旧台帳により確認できることから、申立人は、少なくとも26年12月31日までは同社に在籍していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は27年1月1日とすることが妥当である。

なお、昭和24年6月から26年12月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年1月1日から同年6月1日までについては、B社は既に解散している上、当時の事業主は連絡先が不明であり、同僚から申立人の退職日についての証言は得られず、このほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部 (三重) 国民年金 事案 3750

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私は、夫が会社を退職した昭和53年6月頃に、A市役所で夫婦二人分の 国民年金加入手続及び国民年金保険料の口座振替の手続を行い、夫名義の金 融機関口座から夫婦二人分の保険料を納付していた。しかし、申立期間の保 険料は、夫のみが納付済みとされており、私は未納とされていることに納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年6月頃に、A市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、夫の加入手続は、同年6月頃に行われており、その際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われ、申立期間に係る夫の保険料については、現年度保険料として納付されていることが確認できるのに対し、申立人の加入手続は、夫の加入手続時期より後の54年4月頃に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って53年7月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人及びその夫の加入手続は、同時には行われておらず、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を夫と共に口座振替により納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の申立人の加入手続時期(昭和54年4月頃)を基準とすると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書により遡って納付することが可能であったものの、申立人の主張は夫と共に口座振替により納付していたとするものであり、申立人は、納付書が送付されてきたこと及び保険料を遡って

納付したことの記憶は無いとしており、ほかに申立期間の保険料を現年度保険料あるいは過年度保険料として納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に 申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (三重) 国民年金 事案 3751

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私の国民年金の加入手続については、婚姻後に、元夫の両親が行ってくれた。婚姻前の期間の国民年金保険料については、元夫の両親から一括で納付するように言われたので、元夫の両親にお金を渡して保険料を納付してもらった。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払 出設定簿(報告書)及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号 番号は昭和50年3月頃に払い出されており、申立人の国民年金加入手続はこ の頃に行われ、46年4月17日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事 務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期 間のうち、48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、過年度 保険料として、46年4月から47年12月までの保険料については、当時実施 されていた第2回特例納付制度を利用し特例納付保険料として遡って納付す ることが可能であった。

しかし、申立人は、元夫の両親に渡したとする国民年金保険料の金額については覚えていないとしており、申立人に婚姻前の期間の保険料を納付するよう勧め、申立期間の保険料を納付してくれたとする元夫の両親は既に亡くなっていることから、申立人に係る申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和50年3月5日に国民年金保険料を納付するために1万1,400円を引き出したことが明記された金融機関の通帳の写しを提出している。しかし、当該金額については、当該時点において、申立期間の保険料を過年度保険料及び特例納付保険料として納付した場合の金額(2万8,200円)

とは相違している。

さらに、申立人は、年度は不明であるが第1期から第4期までの国民年金保険料額が1万1,400円であったことが記載された自筆のメモの写しを提出している。しかし、第1期から第4期までの保険料額が当該メモの金額と一致する年度は、保険料が納付済みとされている申立期間直後の昭和49年度であり、このメモの金額をもって申立期間の保険料が納付されていたとする事情は見いだせない上、前述の金融機関の通帳に明記された金額は、このメモの金額と一致していることから、これらは同一期間の保険料の納付に関する一連のものであったこともうかがえる。

加えて、申立人が申立期間当時から居住しているA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は 見当たらず、申立人及び元夫の両親が申立期間の国民年金保険料を納付してい たことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月31日から12年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成11年12月末日まで在籍していたので、資格喪失日が12年1月1日となるところ、11年12月31日となっており手続の間違いだと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が作成した健康保険喪失連絡票及び事業主の証言から判断して、申立人は、申立期間において、A社に係る業務に従事していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立人は、平成11年8月31日付けで正社員としての退職届を提出したが、同年12月31日までB職の仕事をしてもらった。」と証言しているところ、同社が保管する源泉徴収簿には申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額の記載が無いほか、同社及び申立人の双方に、申立期間に係る勤務時間、勤務場所、報酬形態等に関する具体的な資料が無いことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者とすべき常用的使用関係について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

申立期間において、A社から賞与が支給されていたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、A社は、「申立人の申立期間に係る賞与の支給額及び保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないため不明である。」と回答していること、及び申立人の居住地を管轄するB市は、「申立期間当時の市民税等の課税関係資料について、保存期限経過のため保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、A社及び申立人は、賞与は現金支給であった旨述べており、金融機関の取引履歴等においても申立期間に係る賞与について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部 (石川) 厚生年金 事案 8596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から同年9月1日まで

② 昭和63年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和62年4月1日にA社に入社し、63年5月末日まで社員として 勤務した。しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い ので、調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和62年4月1日にA社に入社した。」 と主張している。

しかし、A社から提出された「人事カード(履歴書兼用)」(以下「人事カード」という。)によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和62年4月9日から同年8月31日までは「B職位」と記録されているところ、同社は、「『B職位』は委託契約社員であり、厚生年金保険加入の適用対象外である。」と回答している上、当時の同僚は、「仕事を始めた直後は厚生年金保険に加入できず、その説明も受けていた。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、「A社で昭和63年5月1日以降も継続して 勤務した。」と主張している。

しかし、人事カードによると、申立人は、昭和63年5月1日以降は「C職位」と記録されているところ、A社は、「『C職位』は、『B職位』と同様に委託契約社員であり、厚生年金保険加入の適用対象外である。」と回答している。

また、人事カードによると、申立人は、昭和62年9月1日から63年5月1日までは「D職位」と記録されているところ、A社は、「『D職位』は正社員であり、厚生年金保険加入の対象である。」と回答しており、当該期間はオンライン記録の被保険者期間と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。